

【用語】伊香保—北群馬郡伊香保町 樵夫—木こり、杣のこと 手負—傷を負った者、負傷者 違背—命令・規則・約束などに背くこと 往還—往来、街道 曲事—違法に対する処罰、処分 急度—確かに、必ず、相違なく 自然—万一、もしも 礼物—謝礼の贈り物、進物 一倍—二倍のこと

【解説】三国街道の杓ヶ橋関所周辺の脇道や裏道の取締りのため、寛永八年（二六三二）伊香保村と祖母島村（渋川市）に番所が設置され、関所の警備機能を補完する役割を担っていた。伊香保村番所は温泉街の石段下にあり、温泉の湯権をもつ大屋一四人が二人ずつ交替で巡回した。往来人の通行改めを実際に行う下番人は伊香保村民があたり、大屋から手当として夏に麦六石、秋に稗六石が支給された。

この文書は、番所設置後の同年九月二十一日、幕府の年寄（老中）八人が連署して伊香保村の領主である安中藩主の井伊直勝にあてた通行人取締りの申渡しである。温泉への入湯に紛れて通り抜けようとする者を取り締まるため、とくに女性や不審者などの場合、温泉宿まで送り届けることを義務づけるとともに、関所破りを捕らえた者への褒賞規定などを明示している。なお、これと同じ日付で同様の内容を記す文書が関東一円の関所や番所にも発せられており、寛永期は幕府の関所政策がほぼ確立された時期とされている。